JVOAD

災害支援ノウハウ可視化プロジェクト

住宅再建バックアップ研修資料

パナソニック プロボノチーム

2019年12月27日

目次

JVOADとは

事業概要 ・・・ 3

ステークホルダー ・・・ 4

研修の全体像について ・・・ 5

住宅再建プロセス

住宅再建までの道のりの6つのボランティア活動カテゴリー ・・・ 7

発災から住宅再建までの道のり ・・・ 8

災害により生じた廃棄物の処理 ・・・ 9

法面への対処について ・・・ 19

被災世帯実態調査 ・・・ 21

応急仮設住宅(建設型)不具合への対応 ・・・ 24

家電・生活物資支援について ・・・ 31

相談窓口について ・・・ 37

参考資料 ・・・ 40

Japan Voluntary Organizations Active in Disaster の事業概要

JVOAD設立の目的

・災害時の被災者支援活動が効果的に行われるよう「連携の促進」と「支援環境の整備」を図る
・活動を通じて将来の災害に対する脆弱性の軽減へ貢献

活動内容

災害時

・被災者・住民・地域のニーズと支援状況の全体像を把握
・支援団体などへの情報共有と支援団体間のコーディネーション
・支援を実施するための資金・人材などが効果的に投入されるための
コーディネーション
・復旧・復興に向けた支援策の提言および支援全般の検証

平常時

・NPO / ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ ｾﾝﾀｰなど市民ｾｸﾀｰとの連携強化
・産官民などのセクターを超えた支援者間の連携強化
・地域との関係構築と連携強化
・訓練/勉強会/全国ﾌｫｰﾗﾑなどの実施

これまでの経緯（設立準備：3年、2016年：設立）

2013年　7月　第一回広域災害調整期間設立に関する準備会開催
2015年　9月　関東東北豪雨災害対応　常総市における官民の支援調整
2016年　2月　災害時の連携を考える全国フォーラムを実施、以降、毎年開催
2016年　4月　熊本地震災害への対応
（支援団体間および行政・社協・NPO管の連携会議開催）
2016年　6月　JVOAD設立総会開催、東京都へNOP歩人の申請提出
2016年11月　特定非営利活動法人　全国災害ボランティア支援団体ネットワーク設立
2017年　7月　九州北部豪雨対応の実施
2018年　6月　大阪北部地震・西日本豪雨・北海道胆振東部地震の対応実施
2019年12月　東京都より、「認定NPO法人」の認定を受ける

ステークホルダー

NPO法人JVOADは、災害に備えるために、行政機関や企業・団体・災害の専門家との全国ネットワークを構築し、被災した地域をサポートします。

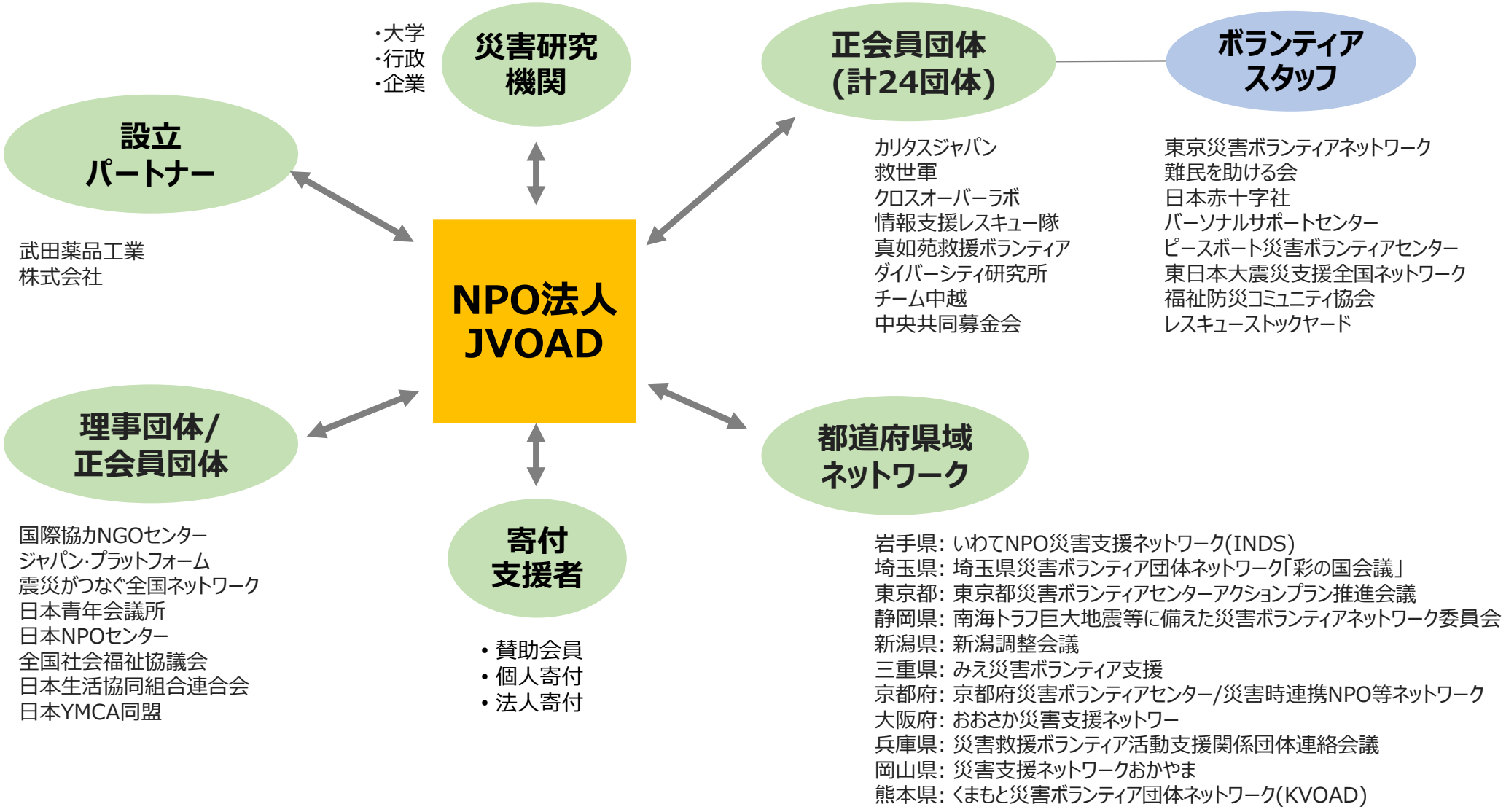

被災者支援コーディネーターの育成に関する研修の全体像

【災害ボランティアセンター設置訓練】
対象：社協、地縁組織、NPOなど
概要：災害ボランティアセンターの立ち上げ・機能
分野別
能力

【福祉・保険系】
対象：専門職
能力

【避難所】
対象：NPOなど
能力

【災害対策本部設置訓練】(都道府県)
対象：行政
県域を意識
Co

【図上訓練】(NPOなど)
対象：ボランティア・NPOなど
地域：静岡・東京・兵庫など
NW
Co

【コーディネーター研修】
(JVOAD)
対象：全国組織
県域NWなど
NW

【三者連携に向けた研修】(内閣府)
対象：行政、社協、NPOなど
内容：三者の相互理解、都道府県域NW構築のきっかけ
NW
県域を意識
基礎

【災害ボランティアセンター運営者/運営支援者研修】(全社協/支援P)
対象：社協、NPOなど
内容：災害ボランティアセンターの三原則、支援の心得、連携
NW
基礎

災害発生時の
住宅再建プロセス

住宅再建までの道のりの6つのボランティア活動カテゴリー

JVOAD

発災 → 1週間 → 1ヶ月 → 2ヶ月 → 1～2年

① 廃棄物

② 法面(私有地) 対処

③ 被災世帯実態調査

④ 仮設不具合

⑤ 家電・物資支援

⑥ 相談窓口

【おことわり】本資料では、主に地震災害に関わる活動を調査範囲としているため、台風による水害などでは活動カテゴリーが異なることがあります

発災から住宅再建までの被災者の道のり

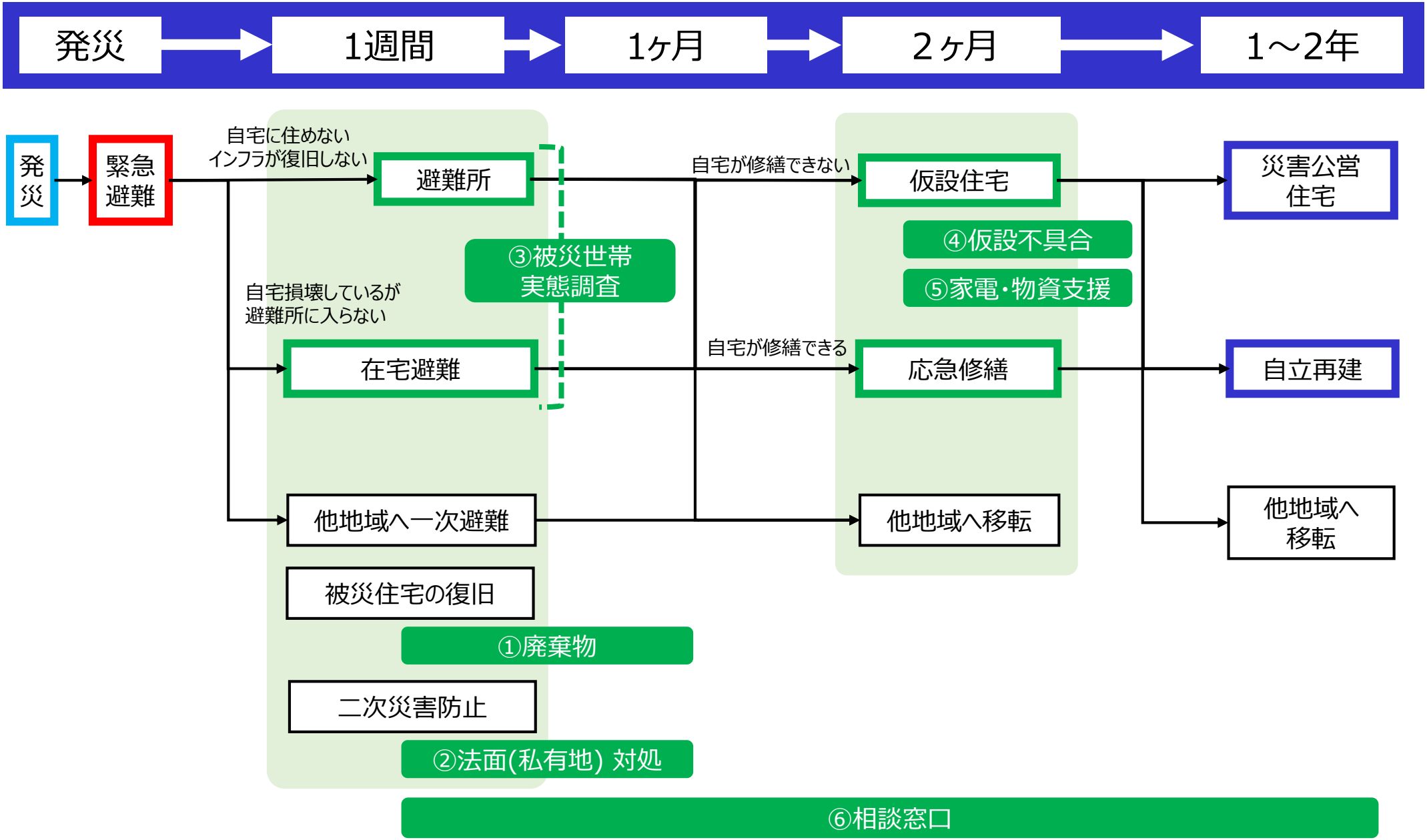

災害発生時の住宅再建プロセス

- ① 廃棄物
- ② 法面(私有地) 保護
- ③ 被災世帯実態調査
- ④ 仮設不具合
- ⑤ 家電･物資支援
- ⑥ 相談窓口

災害により生じた廃棄物の処理

災害により生じた廃棄物の処理　①-1

修正差替

JVOAD

行政の制度 (2019年現在)	制度自体でカバーできていること	行政が、災害により　生じた廃棄物処理の体制を構築する必要がある。 災害時においても円滑かつ迅速に廃棄物を処理すべく、災害時には廃棄物処理施設の迅速な新設又は柔軟な活用のための手続きの簡素化を行うことができる。〔廃棄物処理法〕
	制度利用時に注意すべきポイント	行政は、発災初期の段階で、災害廃棄物の推定量と自治体の処理能力を比較し、自身の処理能力を超えていると判断される場合は、**自治体内外の団体に支援を要請する必要がある。** 廃棄物処理の体制構築の際には、被災地の**①住民構成や、②廃棄物の種類、③地理的要因など、**地域性への配慮(1)が必要である。((1)次ページで例示)
民間の補助活動	コーディネータの重要な役割と留意点	自治体の対応能力を超えていると推測される場合には、早い段階で、内閣府等の上位組織を巻き込んだ**体制づくりを呼び掛け、自らも参画する。** **地域性を考慮した参加メンバー構成**を考え、それぞれの役割等について助言する。 廃棄物の分別や仮集積場所に関する情報は、早い段階で住民感情にも配慮した周知徹底を行わないと、勝手置き場ができるなど、後々非効率な状況が生じる可能性あり。
	これまでの対応例	2019年台風19号被災時における長野市の「ONE NAGANO」体制 2019年台風15号被災地の千葉県において、被災者が廃棄物の運搬手段を持たず、自治体も運搬手段を提供できないケースで、ボランティアセンターがボランティア団体との協力を実施

災害により生じた廃棄物の処理　①-2

●災害廃棄物の処理制度で、自治体が住民に対してできること

発災時の宅地内にある廃棄物・土砂の排出に係る
国から被災自治体への支援制度

	障害物の除去 （災害救助法） ＜別添2-2参照＞	災害等廃棄物処理事業 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国庫補助） ＜別添2-3参照＞	堆積土砂排除事業 （都市災害復旧事業国庫補助） 【対象は土砂のみ】 ＜別添2-4参照＞
宅地からの除去	△ （日常生活上欠くことのできない場所のみ）	△ （市区町村※が行う場合）	△ （土砂の放置が公益上重大な支障となる場合）
集積場への運搬	○	○	△ （土砂の放置が公益上重大な支障となる場合）
処分場への運搬	○	○	○
実施主体	都道府県又は救助実施市 （事務委任を受けた場合は市区町村）	市区町村	市区町村
所管省庁	内閣府防災	環境省	国交省

※市区町村が事業を行う前に、所有者等が事業者に依頼し、宅地からの撤去を行った場合の手続きについては、環境省にお問い合わせ願います。

環境省HPより　http://kouikishori.env.go.jp/archive/r01_typhoon19/efforts/pdf/r01_typhoon19_info_191011_04.pdf

災害により生じた廃棄物の処理　①-3

JVOAD

●社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が、宅地内にある廃棄物・土砂の排出に係る関係省庁の支援制度の把握に努めることが推奨されている

障害物の除去　別添2-2

	一　般　基　準	備　　考
対　象　者	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり 135,400円以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

○ この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。

○ そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。

○ 居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。

○ 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。

○ 住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。

制度があっても
市町村が委託すべき
事業者の数が圧倒的に
不足することが多い

→ボランティア団体
との協力が必要

災害廃棄物処理事業の概要について　別添2-3

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金
対象事業	 ➢ 災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ➢ 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分（民間事業者及び地方公共団体への委託事業を含む） ➢ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
要件	政令指定都市：事業費80万円以上、その他の市町村：事業費40万円以上 降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの　地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし） 暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの　積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの　その他：異常な天然現象によるもの　等
補助率	1／2
地方財政措置	＜通常災害時＞ ➢ 地方負担の80%について特別交付税措置 ＜激甚災害時＞ ➢ 激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置
根拠条文	◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条　国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。
参考	◇災害廃棄物処理業務に関する応援・受援経費 被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費、災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費（自治法第252条の17に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（特別交付税省令第３条第１項第１号）。

環境省HPより　http://kouikishori.env.go.jp/archive/r01_typhoon19/efforts/pdf/r01_typhoon19_info_191011_04.pdf

災害により生じた廃棄物の処理　②

●災害廃棄物処理体制構築時の留意点

地域性への配慮(1)の例

① 住民構成については、年齢構成の他、自営業者が多いのか、他市町村へ働きに出ている人が多いのか、等についても配慮が必要。町内会や消防団など機能している住民組織等の有無も確認

② 廃棄物の種類については、被災地の住宅のタイプにもよる。地域によっては、個人宅の敷地内にある蔵が被災した場合、廃棄物の量が増加するケースあり。産業廃棄物は通常別処理扱いとなるが、農業器具や漁業器具等については、分別が困難なこともあり、実際に分別する住民感情にも配慮した対応

③ 被災地が、平野部か山岳部か海岸部か、都市部か地方か、等の地理的要因にも考慮。また、自衛隊が扱う重機による廃棄物の撤去を要請する場合には、ある程度の広さが不可欠である

生じた課題の例

- 行政からの廃棄物集積場の案内が遅れたため、重機等で移動できない場所に住民による勝手集積場ができてしまい、その場所から廃棄物を再移動させるのに手間とコストがかかることに
- 行政からの廃棄物分別の案内が遅れたため、被災者が苦労して集積場に持ち込んだ廃棄物をそのまま自宅に持ち帰らざるをえない状況に。農業や漁業を営む自営業者が多い地域の場合、家庭からの廃棄物と産業廃棄物の分別が困難なこともあるが、被災した漁具の持ち込みを拒否された例あり。分別等についてはボランティアへの周知も必須
- 住民が自力で集積場に持ち込むことを前提とした仕組みが構築された場合には、同時に自力で廃棄物を集積所に持ち込むことができない住民の把握と、その支援のためのボランティア団体との連携が必要となる
- 災害廃棄物の分別は、分別がきちんとされていればされているほど、後々、低コストで迅速な処理ができるが、住民やボランティアが分かりやすく実施できるレベルで周知徹底されていなければ、現場の対応が困難な場合がある。（分別がきちんとされていれば、夜間に自衛隊が重機で処理が可能な例もあった。集積場で二次的に分別が必要になると、スペースと人手が更に必要）

災害により生じた廃棄物の処理　③

●参考となるURL

環境省の「災害廃棄物対策情報サイト」

http://kouikishori.env.go.jp/

- このサイトには、地震や風水害等の自然災害により発生する災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のための対策（対策指針等）についてとりまとめられており、地方公共団体との連携を高め、災害対応強化を推進するためのものである。
- 過去の災害ごとにアーカイブがある。

災害廃棄物の処理にかかわる三者（災害VC(社協)、NPO、行政）の連携を呼びかけた事務連絡

https://www.zcwvc.net/%E7%81%BD%E5%AE%B3%E3%83%9C%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%83%86%E3%82%A3%E3%82%A2%E6%B4%BB%E5%8B%95%E9%96%A2%E4%BF%82%E8%B3%87%E6%96%99/

- 2019年4月8日、全社協、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)、環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室長の連名で、**「災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとのより効果的な連携について(周知)」**の事務連絡文書が発出された。
- この事務連絡文書は、災害ボランティアセンター(社協)、NPO、行政の三者が連携して災害廃棄物の処理を行うことを呼びかけたもので、平時から三者が連携を図るための取り組み方法を共有することで、災害発生時の連携・協働をスムーズに進めることを目的としたものである。
- この文書は、内閣府及び環境省から都道府県行政(廃棄物行政主管部(局))へ、社会福祉法人全国社会福祉協議会から各都道府県社会福祉協議会へ、JVOADから会員団体等にそれぞれ案内された。

災害により生じた廃棄物の処理 ④-1 被災家屋の撤去について

行政の制度 (2019年現在)	制度自体でカバーできていること	**環境省の「災害廃棄物処理事業」**の一環で、全壊した住宅の公費負担による撤去が行われる 災害により生じた**廃棄物**は、生活環境の保全のため、**原則として市町村が公費負担**で処理を行う
	制度利用時に注意すべき点	被災した住宅の解体・撤去は、原則としては所有者の負担。 しかし、**全壊と判定された住宅はがれきとみなし、「がれき処理」**として市町村が行う災害廃棄物処理事業の一環として、所有者の承諾を得て公費負担による撤去が行われる。 災害によっては、**半壊も公費負担の対象と通達されるケースがある**。
民間の補助活動	コーディネータの重要な役割と留意点	**住民が生活していない建物は、行政から解体費用が出ない**ケースがある。 特に小屋・倉庫は住んでいないという判断になることが多いので、現地で不正確なアドバイスをしないようにする。 保険の範囲以外ではないかと持ち主に伝えることは、お互いに辛い気持ちになってしまうことがあるので、行政の正確な情報を再度確認してもらう。
	これまでのベタープラクティス等	2016年8月26日 ＊NPO：熊本地震被災地支援チームM.H.O **半壊認定以下**の家屋は**公的支援がないため、無償で解体撤去**を実施。

参考URL：
内閣府　http://www.bousai.go.jp/kyoiku/hokenkyousai/kanrenseido.html
環境省　https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/subsidy/index.html

災害により生じた廃棄物の処理 ④-2 被災家屋の撤去について

●被害認定基準

内閣府 環境省 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」

被害の程度	認定基準
全　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
半　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
半壊に至らない（一部損壊）	―

※　災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 25 年 6 月　内閣府防災担当）
※　全壊、半壊：「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日付府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法による
※　大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 19 年 12 月 14 日付府政防第 880 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

公費負担になることがあるが、二次調査の実施を被災者にお勧めした方が良い区分

支援が少なく、ボランティア活動での撤去の支援が大きな助けになる区分

参考URL： 平成30年1月　総務省九州管区行政評価局　https://www.soumu.go.jp/main_content/000528758.pdf

災害により生じた廃棄物の処理 ④-3 被災家屋の撤去について

JVOAD

・家屋の外観への個人的な印象や、1回目の調査判定で、あわてて自費での撤去を決めない

被災家屋の調査判定において、第2次調査で判定が変わることによって、公費負担の対象に変更となることがある

内閣府 災害に係る住家の被害認定の概要　http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/gaiyou.pdf

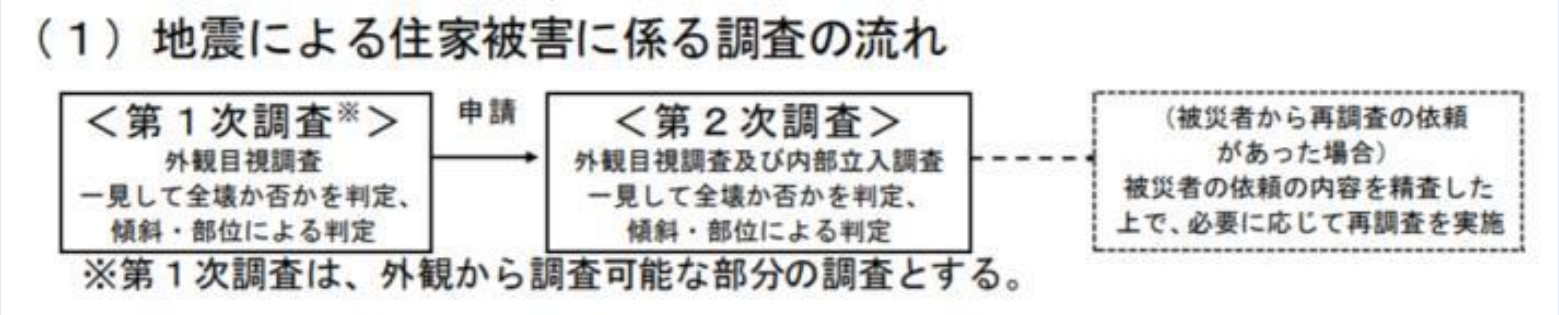

第二次調査があることを知らない被災者には、ボランティアが伝えて再調査を促す

産経ニュース (2016.6.16 07:00)　https://www.sankei.com/region/news/160616/rgn1606160005-n1.html

“熊本地震で交付される罹災(りさい)証明書をめぐり、建物被害の１次調査判定を不服として、熊本県の自治体に申請のあった２次調査が約２万２千件に上っている。判定内容によって公的支援に差が出るためで、証明書の最終的な交付が滞り、被災者支援が遅れる懸念がある。“

・自費で家屋を解体をした場合で助成金が出るケース

宮城県角田市：令和元年台風第19号により被災した家屋等の解体処分費用の助成（2019年12月18日）

◇既に自らの費用負担で解体撤去し、その費用の償還を市に申請する場合（自費解体）

自らの費用負担で解体・撤去された方に費用の償還を行う制度です。
ただし、市の基準で算定しますので、解体・撤去に要した費用の全額を償還できない場合があります。

宮城県角田市 市役所HP　http://www.city.kakuda.lg.jp/seikatu/pages00082.shtml#

自費でいいから急いで解体撤去したい被災者には、後から償還を市に申請できないか調べて伝える

参考URL：内閣府　災害に係る住家の被害認定基準運用指針_地震編　http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/h3003shishin_2.pdf

災害により生じた廃棄物の処理 ④-4 被災家屋の撤去について

JVOAD

・公的支援制度が変更されることがあるので、災害支援中でも最新の情報を確認して伝える

★家屋の損壊の度合いについて、補助の対象が拡大したケース(熊本)

日時：平成 28 年 5 月 3 日
発信者：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課
宛先：関係県廃棄物主管部(局)
タイトル：平成 28 年**熊本地震に係る**災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について（周知）

内容：

「標記地震に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について関係省庁の調整を了としましたのでお知らせいたします。

補助制度の円滑化については、平成 28 年 4 月 15 日付事務連絡「熊本県熊本地方を震源とする地震により発生した災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用について」においてご連絡したところです。

現行の補助制度では、いわゆる全壊家屋を除く損壊家屋等の解体費用については補助対象としていないところ、
これまでの被害状況、被災自治体からの要望や過去の実績を踏まえた処理の円滑化のため、

この度、**市町村が行う全壊家屋又は半壊家屋の損壊家屋等の解体費用について補助対象とすることとしました**。」

環境省　平成28年熊本地震における災害廃棄物対策について
http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28_shinsai/pdf/h28_shinsai_info_160503_01.pdf

全壊のみ

▼

半壊も可

全ての災害が補助対象になっているかはわからないので、環境省の発令を確認する

その他の参考：災害に係る住家の被害認定基準運用指針 新旧対照表(内閣府) http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/h3003shishin_taisho.pdf

- ① 廃棄物
- ② 法面(私有地) 対処
- ③ 被災世帯実態調査
- ④ 仮設不具合
- ⑤ 家電･物資支援
- ⑥ 相談窓口

法面の対処について

法面への対処について ①

行政の制度 (2019年現在)	制度自体でカバーできていること	**国土交通省による緊急の復旧工事の発注事例** (H.28 熊本地震における復旧工事) ★随意契約 ※行政と災害協定締結を提携している会社であり、かつ直轄工事での実績で契約 ・工事名：阿蘇大橋地区斜面防災対策工事　・当初契約金額：785,160,000円 ・工事期間：（自）平成28年5月2日、（至）平成29年3月15日 ・工事内容：熊本県阿蘇郡南阿蘇村において地震にともない発生した大規模な斜面崩壊について、斜面上部に残る多量の不安定土砂の崩落による二次被害防止のために緊急的な対策工事を実施
	制度利用時に注意すべき点 ※入札業者用	応急復旧(随意契約) の次に本復旧(指名競争 → 一般競争入札)と、段階的に行われる。 発災から数か月以降は、修復内容によって技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）の入札契約方式となることがある。　関連法：「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第三条第一項」「公共工事の品質確保の促進に関する法律第三条第七項」
民間の補助活動	コーディネータの重要な役割と留意点	専門業者が有料で請け負っていることもあり、**NPOが業者の収益を奪う構図になることを避ける**。 重機を使うと、小さいものでも死亡事故に繋がる懸念がある、ボランティアさんの安全管理が重要。 例）千葉の災害：2t ダンプからボランティアが落下して骨折
	これまでのベタープラクティス等	2011年3月頃　岩手県下閉伊郡岩泉町 *NPO:いのちの楽校 in IWATE　ボランティア参加者の声 土石流を片づけるために請け負い業者と仲良くなって、「業務が無い日曜日だけだったらいいよ」と、相互の了解済みで重機の貸与を受けることができたケースがあるらしい ※業者の規模は不明、実際に借りたNPOは未特定

参考URL：　http://www.bousai.go.jp/kyoiku/hokenkyousai/kanrenseido.html

① 廃棄物
② 法面(私有地) 保護
③ 被災世帯実態調査
④ 仮設不具合
⑤ 家電･物資支援
⑥ 相談窓口

被災世帯実態調査

被災世帯実態調査 ①

被災後1か月頃を目安に、生活再建に向けた施策のベースとなる情報を収集

行政の制度 （2019年現在）	制度でカバーできていること	・情報支援や調査は指定避難所が中心。**被災者の半数を超える、在宅避難や指定以外の避難所にいる世帯の把握が困難**。 ・制度ではないが、行政の健康福祉関係の部署が災害時にも在宅状況を把握し、ケアする。
	何ができていないか	・行政は目の前の課題への対応で精いっぱいで、少し先の**生活再建の必要となる情報が各課に分散**しており、一元化ができていない。
民間の支援	コーディネータの重要な役割とポイント	行政に働きかけ、被災世帯の実態把握調査を計画。実施結果をまとめ、行政側にインプット ＜計画段階＞ ・福祉関係部署に働きかけ、調査計画作成、資金集め ・福祉専門職や相談員などの調査員募集（有償） ＜調査実施＞ ・調査隊を結成し、チームとしてうまく動けるように支援 ・誘導尋問せず、生活再建に向けた課題を見極め ・期待マネジメントを徹底し、独自支援はしない ＜まとめと活用＞ ・ITツールを活用、調査結果の集計や加工を効率化し、行政側も即時把握できるようにする ・情報共有会議や災対本部で共有、調査結果の認知度をあげ、さらに多方面に活用してもらう
	実績例	・生活再建施策上の基本数値をとりまとめ 行政側でみなし住宅を何戸くらい用意する必要があるか、など見積もるための数値的根拠 ・調査結果をもとに、住まいと日常生活の再建に向けた総合的な施策例をとりまとめ、行政へインプット

被災世帯実態調査 ②

●被災世帯実態調査の事例

活動の流れ	活動詳細	具体事例・ノウハウ
調査前準備	1.行政への働きかけ	被災後の施策の核となる組織の所管部署に働きかけ（健康福祉系の部署であることが多い）。
	2.調査計画策定	地域の世帯数、高齢化率、在宅率などの統計数字から調査計画をたてる
	3.行政との連動	名簿やリストは基本的に提供されないので、必要に応じて提供を求める。健康福祉系部署の保健師から情報預かり、調査計画や調査票に反映。調査本番では、役場の保健士も調査員や本部要員として活動
	4.資金調達	行政からの委託金、助成金、寄付金、企業からの寄付など使えるものを組み合わせ
	5.調査員確保	社会福祉士、医療ソーシャルワーカー等福祉専門職のネットワークや、街づくりコミュニティに携わる人、相談員をやっている人に呼びかけ、調査員を集める。
	6.事前告知	調査1週間前に全戸に事前ポスティング。自治会が強い地域は区長さんの集まりに顔を出して信頼関係をつくり、口コミで広げる協力が得られた。
	7.調査員向けオリエンテーション	調査前オリエンテーションにて訪問時の心得（誘導質問しない）や各調査項目の質問意図を説明
	8.訪問計画	調査員2人1ペアとして、3-5ペアで各ブロックを回ってもらう。チームの作戦会議をオリエンテーション中に実施。
	9.調査関連フォーム	調査票、ポスティング資料の雛型があり、活用可能
調査	1.訪問調査にあたって	「把握に徹する」役割の意識付けをする。1世帯15-20分の時間制限を守り、行政が出している支援情報を渡す（お金や手続きの連絡先、ボラセン、相談会の情報、役所の相談先など）。
	2.聞き取り内容のまとめ	セキュリティ機能を備えたクラウド上のDBに入力して使えると効率的。クロス集計など加工が容易。
結果の活用	1.行政へのインプット	行政にもIDを渡しリアルタイムに数字が見えるようにする。調査担当部署とは毎週ミーティング開催。
	2.波及効果	課題世帯の場所、世帯数の把握により、効果的な対策がうてる（「買い物に困っている人がどこに何世帯」など）。
	3.受けた要望に対する動き	独自支援はしてはいけない。住民間のハレーションにつながる。
今後の調査に向けて	1.行政との関係構築	災害対策本部で内容共有することで活用可能性が上がる。役場の情報共有会議への出席が有効。
	2.調査全体について	生活再建に着目して冷静にその世帯の生活再建に向けた状況を把握することが基本。被災世帯には聞き取り調査を複数回受けることは負担なので、複数種類の調査情報の積み上げができる状況をつくることが重要。

① 廃棄物
② 法面(私有地) 保護
③ 被災世帯実態調査
④ 仮設不具合
⑤ 家電･物資支援
⑥ 相談窓口

応急仮設住宅(建設型)
不具合への対応

応急仮設住宅（建設型）不具合への対応 ①

行政の制度 （2019年現在）	制度自体でカバーできていること	災害救助法に基づいて、応急救助の実施主体である**都道府県が被災者に対して、応急仮設住宅**を供与することになっている。 その形態は、「建設型」「賃貸型」の他、適切な方法によって行われる。
	制度利用時に注意すべきポイント	都道府県が、「建設型」の応急仮設住宅を計画する場合には、**①気候条件や、②住民の構成、③地域性**への十分な配慮が必要。 「建設型」の応急仮設住宅の場合、過不足のない必要戸数を確認するため、事前に何度もアンケート調査等が実施されることが多い。
民間の補助活動	コーディネータの重要な役割と留意点	「建設型」の応急仮設住宅に住民が入居する段階で不具合が生じることがある。 それを避けるためには、**建設計画の早い段階で、過去に生じた課題例などを行政と情報共有**ができる場を設け、**計画・設計段階で課題解決**を図っておくことが肝要である。
	これまでの対応からの助言	災害救助法は、解釈次第でできることが増やせる場合があるが、行政の**予算や時間に制限**があるが、**前例を示すことで行政が対応に動きやすい**ことがある。 それでも生じた不具合への対応は、優先度の高いものから、事例ごとに、**納得がいくまで行政と話し合う**ことが不可欠

応急仮設住宅（建設型）不具合への対応 ②

●応急仮設住宅（建設型）における過去の課題例

過去に生じた課題の例

- 入居者は高齢者が多いのに、①入浴の際の湯舟への移動が危険、②トイレが内開きで中で倒れた場合に救出が困難、③バリアフリー対応と銘打ちながら車椅子で入れない、などのケースあり。
- 同じ都道府県内でも、気象条件が異なるケースがあるのに、それぞれへの対応が不十分なケースあり。（熊本県の益城と阿蘇など）降雪の多い地区で、屋根から雪が落とせる仕様になっていないケースあり。
- 風除室の設置は、寒冷地でなくても要望があるので最初から考慮が必要。
- 仮設住宅の一部に「倉庫」を設置することが認められたケースあり。
- 集会所については、戸数が設置要件に未達の場合でも設置要望が多い。近隣にあるセンターの集会室を使うことを想定して設けられなかったケースでも、仮設住宅地域内への設置要望が生じた例あり。
- 行政による禁止事項（壁への釘打ちなど）については、事例ごとに行政と話し合ってOKが出ることもあるし、真正面からOKと言えないケースでも黙認してもらえるケースはある。信頼関係の醸成が必要。

内閣府の「防災情報のホームページ」

http://www.bousai.go.jp/index.html （防災メインページ）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/sumai.html （住まいのページ）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/sumai/sumai_5.pdf （応急仮設住宅のマニュアル）

- このサイトは、防災情報の中でも、被災者の住まいの確保に関する情報を掲載しているページです。
- 応急仮設住宅については、上記のマニュアルがあり、建設型については、P68(13枚目）～P97(43枚目)に詳しく過去の建設例や多くの事例が掲載されています。

資料 応急仮設住宅（建設型）不具合への対応 ③

●[応急建設住宅] 過去の災害における主な特別基準の例

災害	特別基準
阪神・淡路大震災 （平成７年）	・希望する全ての被災者 ・畳、エアコン、手すり（トイレ、浴室）の設置 ・存続期間の延長（特定非常災害法） ・解体撤去費
有珠山噴火災害 （平成 12 年）	・阪神・淡路大震災における特別基準（存続期間の延長、解体撤去費を除く） ・耐積雪補強（積雪 0.5～1.3m） ・天井・床・内壁部分に断熱材を充填、上水道凍結防止、二重サッシ ・手すり（玄関）の設置
新潟県中越地震 （平成 16 年）	・有珠山噴火災害における特別基準（耐積雪補強を除く） ・耐積雪補強（積雪２m）、結露対策（屋根裏の換気扇）、すきま風防止（床） ・存続期間の延長（特定非常災害法）
東日本大震災 （平成 23 年）	・中越地震における特別基準（耐積雪補強を除く） ・住家に直接被害がないが、避難指示等により長期にわたり自宅に居住できない者 ・風除室、暖房便座、風呂の追い焚き機能の設置 ・用地の借料 ・発災以降に被災者名義で契約した賃貸住宅の借上げ ・賃貸住宅へのエアコン等の設置

【出典】 内閣府　防災情報のページより、URLのP70-72　　http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/sumai/sumai_5.pdf

資料

応急仮設住宅（建設型）不具合への対応 ④

JVOAD

●[応急建設住宅] 過去の災害における応急建設住宅の発注仕様一覧（プレハブ建築協会）

【参考　P. 20：（一社）プレハブ建築協会 ・（一社）全国木造建設事業協会の標準仕様、P. 22：独自仕様を定めている県の応急建設住宅の発注仕様・戸当たり単価の例】

		雲仙普賢岳噴火 (H3)	北海道南西沖地震 (H5)	阪神・淡路大震災 (H7)	有珠山噴火 (H12)	新潟県中越地震 (H16)	新潟県中越沖地震 能登半島地震 (H19)	岩手・宮城内陸地震 (H20)	東日本大震災(H23) (当初仕様(岩手は当初に予定した追加工事を含む。))			平成 23 年台風 12 号災害(H23)
									岩手県	宮城県	福島県	和歌山県
地域特性	地域区分	7	2	5、6	2	3、4、5	4、5	3、4	2、3、4	4	3、4、5	5、6、7
	豪雪地帯	―	豪雪地帯	―	特別豪雪地帯 豪雪地帯	特別豪雪地帯 豪雪地帯	特別豪雪地帯 豪雪地帯	豪雪地帯	豪雪地帯	豪雪地帯 (一部地域)	―	―
概要	全壊棟数	688※1	577※2	104,906	119	3,175	1,331	30	21,651	82,906	21,175	240
	半壊棟数	107※1	213※2	144,274	335	13,810	5,710	145	7,683	155,085	72,981	1,753
	供給戸数	1,277	408	33,906	734	3,460	1,222	71	7,702	14,364	6,343	44
応急建設住宅の発注仕様	間取り ・面積	1K(　―　) 2K(　―　) 3K(　―　)	1K(19.8 ㎡) 2K(29.7 ㎡) 3K(39.6 ㎡)	1K(19.8 ㎡) 2K(26.4 ㎡・29.7 ㎡)	1DK(19.8 ㎡) 2DK(29.7 ㎡) 3K(39.6 ㎡)	1DK(19.8 ㎡) 2DK(29.7 ㎡) 3K(39.6 ㎡)	1DK(19.8 ㎡) 2DK(29.7 ㎡) 3K(39.6 ㎡)	1K(19.8 ㎡) 2K(26.4 ㎡・29.7 ㎡)	1DK(19.8 ㎡) 2DK(29.7 ㎡) 3K(39.6 ㎡)			2DK(29.7 ㎡) 3K(39.6 ㎡)
	耐積雪 補強	あり (短期積雪 0.3m)	あり (長期積雪 1 m)	なし	あり (積雪 0.5～1.3m)	あり(積雪 2m)	中越沖：あり(積雪 1m) 能登：あり(積雪 1.5m)	なし	なし	なし	地域によりあり (積雪 1m)	なし
	世帯間 仕切り	―	PB 厚さ 12mm	PB 厚さ 9.5mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm グラスウール厚さ 50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm グラスウール厚さ 50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm グラスウール厚さ 50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm グラスウール厚さ 50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm PB 厚さ 12.5mm グラスウール厚さ 50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm グラスウール厚さ 50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm グラスウール厚さ 50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm グラスウール厚さ 50mm
	手摺(玄関)	―	―	なし	あり(内外)	あり(内外)	あり(内外)	あり(内外)	あり(内外)	あり(内外)	あり(内のみ)	あり
	(便所)	―	―	あり	あり	あり	あり	あり		あり		あり
	(浴室)	―	―	あり	あり(内外)	あり(内外)	あり(内外)	あり(内外)		あり		あり
	上水道凍結 防止	なし	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり(水道局により不要の場合あり)	なし
	玄関袖 壁等	なし	なし	なし	風除室併用玄関	玄関袖壁	玄関袖壁	玄関袖壁 (一部風除室)	玄関袖壁	玄関袖壁	玄関袖壁 or 風除室 (後施工の予定)	玄関袖壁
	断熱材 (天井)	100mm	100mm	50mm	100mm 同等品	100mm 同等品	100mm 同等品	100mm 同等品		100mm		100mm
	(壁)	―	二重壁 50mm +50mm	20～30mm	50mm 同等品	50mm 同等品	50mm 同等品	50mm 同等品	50mm(+50mm 後施工予定)	50mm	50mm	50mm
	(床)	なし	100mm	なし	100mm	100mm	100mm	50mm		50mm		100mm
	二重サッシ	なし	あり	なし	あり	なし	なし	あり (後施工)	あり (後施工の予定)	あり (後施工の予定)	あり (後施工の予定)	なし
	エアコン	ｸｰﾗｰ：長崎県より	なし	あり(後施工)	FF 式石油暖房機器	あり	あり	あり		あり		あり
	防湿措置	―	―	なし	あり	あり	あり	あり		床ポリエチレンシート		あり
	たたみ	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり		希望入居者へ後施工で対応(宮城県は市町村対応)		なし
	シックハウス対策	なし	なし	なし	なし	F★★★★等級の建築材料を使用	F★★★★等級の建築材料を使用	F★★★★等級の建築材料を使用		F★★★★等級の建築材料を使用		F★★★★等級の建築材料を使用
	共用施設 福祉施設	集会所 (空室を改造)	―	高齢者・障害者施設、集会所を設置	寄宿舎タイプ・高齢者用仮設住宅・グループホーム等高齢者対応集会所を設置	高齢者・障害者対応の談話室、集会所を設置	談話室、集会所を設置	談話室を設置（宮城県）	グループホーム、サポートセンター、 サポート機能付き集会所の設置	(公募にて設置)		なし
	汚水処理	便槽(300ℓ)	便槽(1,100ℓ)	原則下水道接続 (浄化槽設置率は不明)	下水接続 or 浄化槽	下水接続 or 浄化槽 (浄化槽設置率不明)	下水接続 or 浄化槽 (浄化槽設置率不明)	下水接続(一部簡易水洗)	浄化槽設置率 71.7% 団地数 138 団地 /99 か所	浄化槽設置率 54.7% 団地数 323 団地 /177 か所	浄化槽設置率 49.3% 団地数 77 団地 /38 か所	浄化槽
コスト	平均単価 (特別基準)	―	327.7 万円※2	286.7 万円※3	―	472.6 万円※4	中越沖：497.8 万円※4 能登：502.8 万円※4	岩手：541.9 万円※4 宮城：451 万円※4	約 617 万円※5	約 730 万円※5	約 689 万円※5	552.6 万円
	災害救助法に基づく一般基準	120.9 万円	127.5 万円	139 万円	236.6 万円	243.3 万円※4	中越沖：232.6 万円※4 能登：234.2 万円※4	236.6 万円※4	238.7 万円※4			238.7 万円

（一社）プレハブ建築協会提供資料より作成

【出典】 内閣府　防災情報のページより、URLのP70-72　　http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/sumai/sumai_5.pdf

資料

応急仮設住宅（建設型）不具合への対応 ⑤

JVOAD

●[応急建設住宅] 過去の災害における応急建設住宅の発注仕様一覧（プレハブ建築協会以外）

		東日本大震災(H23) ※2			九州北部豪雨(H24)	
		岩手県	宮城県	福島県	福岡県	熊本県
地域特性	地域区分	4	4	5	6	5
	豪雪地帯	豪雪地帯	豪雪地帯（一部地域）	－	－	－
概要 ※1	全壊棟数	21,651	82,993	21,175	70	169
	半壊棟数	7,683	155,126	72,981	431	1,293
	供給戸数	2,485 戸	523 戸	6,819 戸	－	－
応急建設住宅の発注仕様	間取り・面積	1DK(20 ㎡) 2DK(30 ㎡) 3K(40 ㎡)	1DK(6 坪) 2DK(9 坪) 3DK(12 坪)	1DK(19,87 ㎡) 2DK(29,81 ㎡) 3K(39,74㎡)	1DK(19,8 ㎡) 2DK(29,7 ㎡) 3K（2LDK）(39.6 ㎡)	1DK(19,87 ㎡) 2DK(29,81 ㎡) 3K(39.75 ㎡)
	構造	在来軸組工法	在来軸組工法	在来軸組工法	軽量型鋼ブレース構造 （プレハブ）	木造軸組工法 （県産材を使用）
	耐積雪補強	積雪深 1m に耐える構造	積雪深 1m に耐える構造	積雪深 0.3m に耐える構造	なし	なし
	世帯間仕切り	化粧 PB t=12.5mm 化粧 PB t=9.5mm 遮音シート グラスウール 10K t=50mm	化粧 PB t=9,5mm PB t=12,5mm グラスウール 10K t=50mm	化粧 PB t=9,5mm PB t=12,5mm グラスウール 10K t=50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm PB 厚さ 12,5mm グラスウール 10K t=50mm 各戸ごと 木製下地	PB 厚さ 12.5mm ×2 枚張り×両面 グラスウール 10K t=100mm
	手摺(玄関)	あり（内外）	－	あり（内外）	あり（内）	あり（内）
	(便所)	あり	あり	あり	あり	あり
	(浴室)	あり（内外）	あり（内外）	あり（内外）	あり（内外）	あり（外）
	上水道凍結防止	あり	あり	－	給水管見掛かり部立上り部 ヒーター巻き	あり
	玄開袖壁等	袖壁、デッキ	庇、風除室	風除室	玄関袖壁	玄関袖壁 （玄関ポーチ）
	断熱材(天井)	ロックウールブロイング 25K t=100mm ロックウール 25K t=100mm	グラスウール 10K t=50mm	グラスウール 10K t=100mm	グラスウール 10K t=100mm 同等品	グラスウール 10K t=100mm
	(壁)	グラスウール 10K t=100mm	グラスウール 10K t=50mm	グラスウール 10K t=50mm	グラスウール 10K t=50mm 同等品	グラスウール 10K t=100mm
	(床)	ミラフォーム F3 t=50mm	グラスウール 10K t=50mm	グラスウール 10K t=50mm	ｽﾀｲﾛﾌｫｰﾑ t=60mm	押出ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ 3 種 t=50mm
	二重サッシ	なし（複層ガラス）	あり	なし	なし	なし（複層ガラス）
	エアコン	あり	あり	あり	あり	あり
	防湿措置	ポリエチレンフィルム	－	下地合板 t=12.0mm 二重張り （畳室は除く）	あり	なし
	たたみ	あり	あり	あり	あり	あり（八代産畳表）
	シックハウス対策	F★★★★等級の合板類を使用（内部建具含む。）	F★★★★等級の合板類を使用（建具、取付家具含む。居室に現しの部分。）	F★★★★等級の合板類を使用（建具、取付家具含む。居室に現しの部分。）	F★★★★等級のカラー合板・合板類を使用（建具、取付家具含む。居室に現しの部分。）	内装材：下地材・接着剤・仕上材等全て F★★★★仕様とする
	共用施設 福祉施設	談話室・集会室を設置	集会室を設置	談話室・集会室を設置	－	－
	汚水処理	公共下水 浄化槽 硬質塩化ビニール管	浄化槽	－	－	－
コスト	実際の平均単価（特別基準）	販売契約価格：600 万円程度 リース契約価格（２年間）： 540 万円程度	527 万円程度 （畳等整備費除く）	販売契約価格：600 万円程度	－	約 500 万円／戸
	災害救助法に基づく一般基準	238.7 万円			240.1 万円	240.1 万円

各県提供資料より作成
※1：概要は県全域の数を掲載
※2：仕様等は建設事業者により異なるため１例を掲載

【出典】 内閣府　防災情報のページより、URLのP70-72　　http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/sumai/sumai_5.pdf

応急仮設住宅（建設型）不具合への対応 ⑥

●熊本地震の場合

行政の制度 （2019年現在）	制度自体でカバーできていること	仮設住宅に不具合が起きた際に、追加工事をして対応することができる。
	現行の制度では何が抜けているか	様々な要望があり、**すべての不具合に個別に対応することは不可能。** 細かい不具合には手が回らないのが現状。
民間の補助活動	コーディネータの重要な役割と留意点	**連携会議の場で情報を密に共有し、**民間で支援すべきところを吸い上げ、**行政との役割分担をする。** 行政が対応すべきところは行政に働きかけ、行政が対応出来ない部分を民間で支援する。 また支援にばらつきが出ないようにNPO同士の連携も必要。
	これまでのベタープラクティス等	2016年熊本地震では火の国会議（県・市・県市社協・ＮＰＯ連携会議）が頻繁に開催され、 その中で、**行政・民間が活動報告・情報交換し、より良い課題解決を実現した。** 例1）トイレドアが内開き仕様になっており、トイレ内で倒れた方がいた場合に救助することが困難 →ドアを外しカーテンを設置している仮設住宅があったことを連携会議で行政に報告 協議のうえ県が追加工事で対応していくことになった。 例2）梅雨時期でカビが多数の仮設住宅で発生 →行政で対応しきれないため、複数のNPOが連携してカビ取り対応 連携会議でNPO同士が連携を図り、団体ごと・地域ごとのばらつきがないように支援した

① 廃棄物
② 法面(私有地) 保護
③ 被災世帯実態調査
④ 仮設不具合
⑤ 家電･物資支援
⑥ 相談窓口

家電･生活物資の支援について

家電・生活物資支援 ①

支援対象者を限定せず、平等ではなく公平に、民間だからこそできる支援PJ

行政の制度 （2019年現在）	制度自体でカバーできていること	仮設住宅・公営住宅等の住まい提供を行う支援制度はある。 また被災者生活再建支援金・災害義援金等の金銭的な支援制度がある。
	現行の制度では何が抜けているか	住まいに入居できた場合に、生活再建のため生活物資を揃えたくても義援金だけでは賄えず、 **被災者が自費で購入が出来ない。** 同じく在宅被災者も、家具家電が壊れ使用出来ないが自費購入出来ない、というケースがある。
民間の補助活動	コーディネータの重要な役割と留意点	家電・生活物資の支援にあたり、**行政を巻き込み連携した仕組みづくり**を行うこと
	これまでのベタープラクティス等	2016年熊本地震では、KVOADが家電・生活物資支援の仕組みづくりの中で、 行政（県社協）と連携し、被災世帯の見守り制度を活用。 ・生活支援相談員を通じ募集を行うことで、**被災者がその物資を必要としているかの見極め、ムラのない支援を行う** ・必要な物資を本当に必要としている人に届けられるよう、明確な支援対象条件を設けず、**生活相談員が被災者の生活を実際に見て判断**し、支援対象者を決定。

家電・生活物資支援 ②

災害関連死を防ぐ、地域の自助力を高める視点で動く。

行政の制度 (2019年現在)	制度自体でカバーできていること	・災害救助法で最低限の支援制度はある。（資料参照⑥-1、⑥-2） 熊本地震を期に、総務省が2018年3月に「対口（たいこう）支援」を制度化。 →自治体間の助け合い。被災自治体にパートナーとなる都道府県や政令市を決め応援職員を派遣。
	制度利用時に注意すべきポイント	・基本的に行政は縦割り組織なので**担当課によって管轄が変わる**。 例）仮設住宅→建設課、みなし住宅、集会所→市民課など ・災害救助法の活用を知らない、活用度が弱い市町村が多い。 基本的に国、市町村が比率を分配して負担、支援をするが下記のよう場場合がある。 ① 市町村の規模により支援制度金額を負担しきれない。 ② 制度そのものを知らない担当者がいる。
民間の補助活動	コーディネータの重要な役割と留意点	・**『災害関連死を防ぐ、地域の自助力を高める』視点**でうごく（ピースボートさん） ・自治体の担当課を確認する。 ・**届くべき場所に届くべきものが行くように配慮**。 例）仮設・みなし住宅→生活に必要な物資。 集会所→人が集まるコミュニティの場として必要な物資。テーブルやいす、こどものおもちゃなど。 ・みなし住宅入居者への物資支援→個人情報が壁。行政との調整が必要（広報利用など） ・寄付金で物資を用意する場合、**被災した地元の店舗から購入するなど配慮**する。 ・民間からの支援（企業・個人からの支援金・物資両方あり） 企業→必要な物資の提案、お願いする。（暖房器具、AEDなど） ・NPOが行政と調整して支援していることを知っている企業がまだまだ少ない。

参考URL： http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/h28kumamoto/pdf/sanko01.pdf

家電・生活物資支援 ③　－事例－（熊本地震 参考資料より抜粋）

活動の流れ	活動詳細	具体事例・ノウハウ
PJ概要	1.行政への働きかけ	**県社協の地域支え合いセンター支援事務所へ働きかけ。**
	2.地域支え合いセンターとは？	被災された方々が安心して日常生活を送ることができるように、 見守りや健康づくり・生活の支援、地域交流の促進などの総合的な支援を行っている。 センターでは「生活支援相談員」等の職員を配置し、仮設住宅やみなし仮設住宅・在宅等の 被災者の方々を巡回訪問し、困りごとや各種相談への対応、交流の場づくりなどを実施。
	3.行政との連動	**支援への募集は生活支援相談員の方々を通じて受付を行った。** そのため生活支援相談員は、その世帯に支援を行うかどうかの判断を委ねられ、 訪問時にヒアリングしながら支援世帯を決定していった。
	4.資金調達	（KVOADの場合）カリタスジャパンの寄付金
	5.支援対象	明確には定めていない（**支援先を限定的にしないため**）。
	6.生活相談員向け研修	社協が行う生活支援相談員向けの研修会にKVOADが出向き概要を説明。 相談員個人の判断が必要のため、概要を理解してもらい支援のムラをなくす。
行政との連携メリット	1.行政側のメリット	この支援を生活相談員と被災者の会話（コミュニケーション）のきっかけに出来、 **今後の支援のための情報収集にも繋がる。**
	2.民間側のメリット	民間団体から直接家電支援では、人員が確保できず制度の運営が難しい。 社協の活動をうまく利用することで 支援対象者への判断～申し込み受付において、**効率が良く流れがスムーズに。**

家電・生活物資支援 ④ 補足： ヒアリング調査から

JVOAD

● 行政との調整

① 災害救助法により最低限の支援はある程度パッケージ化されている。（対口（たいこう）支援等）
※発災時、国はプッシュ型支援で対応
→ 被災自治体からの具体的な要請を待たずに、避難所や避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達、被災地に物資を緊急輸送する仕組みのこと（資料参照）

② 災害救助法の活用が弱い、または制度をよく知らない自治体もある。

③ 避難住宅のタイプにより行政の管轄、担当課が違う。物資支援も担当課により違う。都度確認が必要。

④ 市町村の大きさ（組織・人）により調整に時間がかかる。

タイプ	支援が必要な物資	現状
建設型仮設住宅（建設課などが担当）	・エアコン等はあるも、白物家電がない場合が多い。	・買いに行くのに必要な移動手段のない被災者も多い。・地域から離れにくい高齢の方が多い傾向あり
みなし仮設（市民課などが担当） 公営住宅（市民課などが担当）	・白物家電など不足する物資 下着など最低必要な物資は災害救助法枠で対応	・空室利用ですぐに入居できるも、**個人保護法により入居後のコンタクトが取りづらい。** ・市の広報に「生活物資支援情報」をのせ、問い合わせをNPOにして希望者に情報をつたえる必要があり。
集会所（市民課などが担当）	・交流できる場として必要な物資。大きなテーブル、いす、座布団や湯呑など。AEDや、娯楽（こどもが遊べるおもちゃやカラオケセットなど）の物資支援もあり。	・集会所なのに個人のような物資を用意される場合がある。

※物資の内容は自治体によって違う。

家電・生活物資支援 ⑤ 補足： ヒアリング調査から

- 行政がどこまでやり、NPOで対応した理由
  → 支援の中身をつくるのは行政。
  → NPOは災害関連死を防ぐ、地域の自助力を高める視点での支援・活動
  行政の制度でかけている部分をカバーする。

- NPOが対応した際の財源はどのように確保されるのか？
  →基金・企業・個人から確保
  →パッケージされた支援が一人暮らしには十分だが、世帯人数が多いと足りない場合もある。
  そのような場合に対応できる支援が必要。
  →助成金の申請期限を常に意識。（遅れると次年度になってしまう）

物資	お金（寄付・支援金）	NPO
支援物資をパッケージ化 している企業もあり	Japan PLATFORM Yahoo基金 パルシステム など	暖房器具やAEDなど必要な 物資での支援をお願いすることも。

- 調達から納入までの流れ
  → 本当に必要な人にわたるように、物資支援を募集するときに条件をつけることがある。
  例）70歳以上 一人暮らし 等
  → みなし仮設に入居後のコンタクトが難しいため、市の広報などに募集掲載をする。
  → お金で物資を調達する場合、被災した地元にお金が落ちるように地元のお店から
  購入するなど考慮する。

- ① 廃棄物
- ② 法面(私有地) 保護
- ③ 被災世帯実態調査
- ④ 仮設不具合
- ⑤ 家電･物資支援
- ⑥ 相談窓口

相談窓口について

法律の体系と災害準備・発生時・復旧イメージ像

災害対策基本法

災害予防

地震
◇大規模地震対策特別措置法
◇建築基準法

火山
◇活動火山対策特別措置法

風水害
◇河川法

土砂災害
◇砂防法・森林法・地すべり等防止法

◆被害抑止への備え
家具類転倒防止対策普及
ガラス飛散防止対策普及
耐震補強促進
備蓄の備え、点検
ハザードマップの周知
安否確認手段、パトロール

災害応急対応法

◇災害救助法
◇消防法・水防法

◆応急対応
安否確認
避難・避難誘導
初期消火
搬送・手当
備えができていれば要求をされるハードルは低い

災害復旧・復興

被災者への救済援助
◇被災者生活再建支援法
◇災害弔慰金、災害障害見舞金
◇中小企業金融公庫法、農林漁業金融公庫法

災害復旧・復興
◇公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助
◇激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律

保険共済
◇地震保険に関する法律、農業災害補償法

◆災害復旧
規模・地区・災害内容によって
復旧の過程は
まちまち、長く険しい

相談窓口 ②（災害時によく発生する内容）

行政の制度 (2019年現在)	制度自体でカバーできていること	法律上では補償について対応することで謳われている
	現行の制度では何が抜けているか	しかし、その法律を適用・準拠するか否かは各地域ごとの行政の裁量に任されているため、救済措置の対象から外れる、うごきが取れない…などの状態に陥ってしまうことが発生する
民間の補助活動	コーディネータの重要な役割と留意点	救われない状況に陥っている場合には、**弁護士会へ速やかに相談**を行い、**弁護士会から国会議員・行政担当部署へ嘆願書・意見書やロビー活動を実施**をしていただけるよう依頼を行う
	これまでのベタープラクティス等	★(解決事例については、今後更新予定)

相談窓口 ③（土砂災害時によく発生する内容）

行政の制度 (2019年現在)	制度自体でカバーできていること	裏山がくずれ、隣の土地に流れ込んでしまった…という場合には、民法上くずれば部分の所有者の責任・費用負担で対応する
	現行の制度では何が抜けているか	小規模の災害が発生した場合、行政側の介入もないため、もめごととなる
民間の補助活動	コーディネータの重要な役割と留意点	隣人との間で、裁判沙汰になるのは双方ともに行いたくないのが心情 そこで、裁判所を使わない**「ADR」という弁護士会の調停手続きの活用を斡旋**
	これまでのベタープラクティス等	「ADR」は、手続きが簡単、解決までの時間が短い、当事者による自立的解決。経済性、非公開がメリットとなる

資料

関連団体・有識者ヒアリング

No.	団体名	氏名	主なヒアリング項目	活動被災地の例
1	災害NGO 結	前原さん	災害廃棄物 仮設住宅不具合	東日本大震災より活動開始。 2017年以降では、熊本、朝倉、宇和島、安芸、佐賀等。 現在、長野及び丸森で活動中
2	ダイバーシティ研究所	山本さん	在宅調査	茨木市（大阪北部地震） 広島県坂町（西日本豪雨）等
3	ピースボート災害支援センター	上島さん	家電・物資支援	福島県いわき市活動中
4	NPO法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）	樋口さん	仮設住宅不具合 家電・物資支援	熊本
5	福岡県弁護士会	松尾さん	相談窓口	熊本（ほぼ終息） 朝倉（継続活動中）等

参考資料

資料

災害救助法について（内閣府）

制度的根拠

JVOAD

●内閣府　棒材情報のホームページ

資料

被災世帯実態調査の事例

（取材結果）

JVOAD

	活動の流れ	具体事例
調査前準備	1．行政への働きかけ	1．福祉系の担当部署に提案した。被災対策で支え合いセンターができ、どうしたらよいか困っていた所管部署と一緒に進めた。一般的に小さい役場（100人程度）は協働がうまく進めやすい。
	2．調査計画策定	2．地域の世帯数、高齢化率、在宅率などの統計数字から調査計画をたてる（何世帯を何日間、何人でまわるか、など）
	3．行政との連動	3．名簿やリストは基本的に提供されないので、必要に応じて提供を求める。健康福祉課などで要支援者リストにしたがって何かあれば保健師さんが動かれる仕組みができているので、それと連携する。
	4．資金調達（行政/助成金/寄付など）	4．受託金、寄付金、企業からの寄付など。このような活動に使える助成金（日本財団など）の存在をJVOADの共有会議で聞いて、申請した。
	5．調査員募集	5．社会福祉士、医療ソーシャルワーカー等福祉専門職のネットワークが反応（泥かき以外にもこのような支援の形があるということで喜んで駆け付けてくれた）。福祉専門の人以外に街づくりコミュニティに携わる人や、相談員をやっている人なども適している。支援者層を増やすことが必要
	6．事前告知	6．調査1週間前に全戸に事前ポスティング。自治会が強い地域は区長さんの集まりに顔を出して信頼関係をつくり、協力が得られた。区長さんたちが作成していた地図を共有してもらった（大きくつぶれて人がいないところ→行かなくていい、激しく損壊しているのに住んでいる→すぐ行く）調査についても事前に各世帯に周知されるように支援してくれた。
	7．調査員向けオリエンテーション	7．調査前に1.5時間のオリエンテーション、訪問時の心得についてレクチャ。各調査項目の質問意図の理解や、誘導質問にならないように、など。
	8．訪問計画	8．調査員2人1ペアとして、3-5ペアで各ブロックを回ってもらう。チームの作戦会議をオリエンテーション中に実施。チームワークでカバーしあって調査の進捗が良くなる。
	9．調査関連フォーム	9．調査票、ポスティング資料はひな形を活用可能（次ページ以降の例を参照のこと）
調査	1．訪問調査にあたって 2．聞き取り内容のまとめ 3．要望のまとめ	1．調査で達成することとして「把握に徹する」役割を意識付け、「（要望を）やります」と言わないように伝える。1世帯15-20分の時間制限を守り、行政が出している支援情報を渡す（お金や手続きの連絡先、ボラセン、相談会情報、役所相談先など） 2．誰でもわかるように調査員が調査結果を清書、DB入力。本部でセキュリティ管理機能を備えたクラウド上のDB（サイボウズKintone）に世帯を単位とする調査データを作成。数値が集計後すぐに出てくるので、効率的。クロス集計もすぐできる。
結果まとめ	1．行政へのインプット 2．波及効果 3．受けた要望に対する動き	1．行政にもIDを渡してリアルタイムに数字が見えるようにしている。調査担当部署とは毎週ミーティング開催。 2．直接の担当部署以外からの「大きな損壊でも住んでいるところが何世帯あるか」などの問い合わせに対して、クロス集計ですぐ数値が出せる。行政の人たちもうすうす気づいていること（例：在宅で買い物に困っている人がいる）が、数値としてどこに何世帯いるのか把握でき、効果的な対策がうてる。 3．独自支援はしてはいけない。住民間のハレーションにつながる。
今後の調査に向けて	1．行政との関係構築 2．オペレーションに関して	1．アセスメントがあまり認知されておらず、活用が福祉関連の部署で閉じてしまいがちであるが、被災のいろいろな施策に使えるもの。災害対策本部などで内容を共有することで、もっと調査結果の活用が拡がる可能性あり。小さい町では役場での情報共有会議に毎回出席するのが有効。 2．ボランティアのニーズを聞くのではなく、生活再建に着目して冷静にその世帯の生活再建に向けた状況を把握することが基本。被災世帯には聞き取り調査を複数回受けることは負担なので、複数種類の調査情報の積み上げができる状況をつくることが重要。

資料 被災世帯実態調査（茨木市）

地域	茨木市
災害	2018年6月18日 大阪北部地震
調査日	2018年7月21, 22日、8月5日（発災後、1か月）
実施者	ダイバーシティ研究所
調査範囲	茨木市　対象2250戸（末広町、中村町、寺田町）　959件回収うち913件有効回答
調査員	福祉専門職経験者　のべ169名（登録者数125名）
資金	茨木市要支援被災者等支援事業による調査業務を受託

https://diversityjapan.jp/wordpress/wp-content/uploads/2019/04/Ibaraki_report_2018.pdf

・調査結果と被災者支援施策への提言を報告書としてまとめ、茨木市へ提出

１．家屋：二次災害リスクの高い 家屋での居住継続
２．健康：こころの不調を訴える 被災者多い
３．情報：避難行動喚起の情報提 供が伝わらない
４．コミュニティ：孤立が懸念される世帯 が地域に存在

４点を重点課題として抽出し、要配慮者向け災害時および災害後個別支援体制の構築、被災者支援拠点の整備と運営者育成等の支援施策を提言

資料 被災世帯実態調査（茨木市で使われた調査票の例）

「大阪北部地震被災者支援施策立案に向けた被害実態調査報告書」資料編のP.3-5より転載
https://diversityjapan.jp/wordpress/wp-content/uploads/2019/04/Ibaraki_report_2018.pdf
（調査毎に被災者や自治体の状況に合わせた調査票を作成）

茨木市在宅避難者調査票　シートNo.

記入者名：	記入日時：　日　時　分
□末広町　□中村町　□寺田町	ブロック番号：

1．世帯情報

世帯主の名字：	聞いた人（例：世帯主妻）：
住所：	連絡先（必要があれば）：

2．世帯状況

①世帯人数	□1 □2 □3 □4 □5 □6 □7 □8 □9
②要援護者該当	□高齢者（65歳以上）□要介護者 □乳幼児（0-6歳）□妊産婦　□障害者　□難病・慢病者 □アレルギー等　□外国人 □その他（　　） 具体的な内容（　　）
③要援護者数	□0 □1 □2 □3 □4 □5 □6 □7 □8 □9
④高齢者のみ世帯	□該当しない　□高齢者のみ1名　□高齢者のみ2名　□高齢者のみ3名以上
⑤要援護者処置	□人工呼吸器　□在宅酸素　□透析　□インシュリン注射　□その他（　　）
⑥家屋	自宅：□一戸建て　□マンション等集合住宅 賃貸：□一戸建て　□マンション・アパート　□文化住宅　□その他（　　）

来訪者→□①、□②、□③、□④、□⑤、□⑥

3．被害・避難状況

①被害状況：地震	□被害なし　□あり（□家屋　□家内・備品　□傷病　□その他（　　））
②危険度判定	□ラベル無し（未判定）　□赤　□黄　□緑
③罹災証明書	□申請せず　取得（□全壊　□半壊　一部損壊　□焼失　□外壁　□内装）　□申請中　□これから申請
④避難所利用 地震	□利用せず（理由：　　） □利用した　避難所名（　　）利用期間（　　）
⑤被害状況：豪雨	□被害なし　□あり（□家屋　□家内・備品　□傷病　□その他（　　））
⑥避難所利用 豪雨	□利用せず（□問題なし　□動合あり　□他ありm　理由：　　） □利用した　避難所名（　　）利用期間（　　）
⑦現在の住所	□従来と同じ　□避難所　□親族・知人宅　□その他（　　）
⑧緊急時に支援してくれる家族・知人	□いない　□いる　（所在：□市内、□市外、□府内、□府外、支援：□片付け　□生活の世話　□金銭） 来訪頻度：□地震で来訪（　日　時頃）　□豪雨で来訪（　日　時頃）
⑨特記事項	

来訪者→□①、□②、□③、□④、□⑤、□⑥、□⑦、□⑧、□⑨

4．地震（豪雨）直後から1週間程度の生活状況

①食生活・ 衛生	電気、水道、ガス復旧までの食事：□困難なし　□困難あり→下行回答 □衛生なし　□水関連　□食料関連　□環境面難　□要援護者向け食事　□その他（　　）
②トイレ・入浴	電気、水道、ガス復旧までのトイレ・入浴：□困難なし　□困難あり（内容：　　）
③移動手段	□徒歩　□自転車　□原付　□自動二輪　□自家用車　□公共交通機関　□移動支援（介護サービス等） □家族による送迎　□その他（　　）
④買い物	□困難なし　□困難あり（内容：　　）
⑤健康	・からだ（□腰含む）：□変わりない　□発災後不調あり、現在は復調　□発災以降不調続く 内容（例がどのように）（　　） ・こころ　：□変わりない　□発災後不調あり、現在は復調　□発災以降不調続く 内容（例がどのように）（　　）
⑥豪雨の影響	□生活上の困難なし　□困難あり（内容：　　）

⑦受けた支援	□なし　□あり→　いつ：□地震直後から3日以内　□4日以降1週間以内　□1週間を超えて現在まで 誰が：□一般　□乳・幼児　□社会婦　□障害者　□要介護者　□傷病者　□難病者　□アレルギー　□外国人 どの支援：□ボランティア　□家族・親族　□近隣住民　□友人・知人　□民間事業者サービス（シルバー人材センター含む）　□民生委員　□福祉委員会　□市役所　□その他（　　）
⑧行政支援 情報の入手	□特になし　□Webサイト　□電話問合せ　□行政の配布物　□避難所等での掲示　□町内会等の掲示板・回覧板 □近隣住民・知人　□民生委員・児童委員　□SNS　□障害相談支援事業者　□ケアマネジャー □学校・幼稚園・保育所　□介護・障害サービス事業者　□その他（　　）

来訪者→□①、□②、□③、□④、□⑤、□⑥、□⑦、□⑧

5．現在の生活状況

①水・食料品	□確保できている　□課題あり（　　）
②家屋の対処	□補修必要なし　□補修済み　□補修予定有り（　月　日頃完）□補修依頼中　□補修検討中
③転居の予定	□なし　□あり（□市内　□市外）　□県外　□近畿　□その他（　　）
④医療	持病：□なし　□あり（誰が何を：　　）　□不明 かかりつけ通院先：□なし　□あり（□市内　□市外） 治療：□なし　□継続中　□中断（理由：　　） 服薬：□なし　□あり　□中断（理由：　　）
⑤介護/障害	対象者：□なし　□あり→発災から現在まで全下行回答 サービスの利用：□なし　□あり→　内容：□同等　□変更（変更理由：　　） 量：□同等　□変更（変更理由：　　）
⑥収入	□就労　□老齢年金　□遺族年金　□障害年金　□仕送り　□その他（　　）
⑦災害による出費	これまでの出費（内容・額　　）今後の出費（内容・額　　） 財源：□銀行の貯金から　□預貯金の取り崩し　□災害見舞金等　□地震保険等　□その他（　　）
⑧教育・保育	対象者：□なし　□あり→発災から現在まで困ったこと　□なし　□あり 内容（例がどのように）（　　）

来訪者→□①、□②、□③、□④、□⑤、□⑥、□⑦、□⑧

6．悪徳商法等の訪問やチラシ・電話で現在困っていること等、特記事項

7．今回の災害支援で良かったこと、悪かったこと、今後に望むこと

8．記入者所見・備考

同意欄

・調査員から必要十分な説明を受けました。
・調査に協力し、情報提供に同意します。

ご署名：

図1-3　調査票（表）

資料 被災世帯実態調査（茨木市 ポスティング用紙および調査説明用紙の例）

「大阪北部地震被災者支援施策立案に向けた被害実態調査報告書」資料編のP.6−7より転載
https://diversityjapan.jp/wordpress/wp-content/uploads/2019/04/Ibaraki_report_2018.pdf

（調査毎に被災者や自治体の状況に合わせた調査票を作成）

茨木市

東広町、中村町、寺田町住民の皆さまへ

被害実態調査ご協力のお願い

大阪府北部地震や西日本豪雨で被害を受けた皆さまにお見舞い申し上げます。
この度、茨木市内において特に被害の大きかった地域で戸別に訪問してお話を伺い、
今後災害時に必要とされる施策について、検討を進めるための調査を行います。

お聞きする内容は、「世帯状況」「災害での被害状況」「災害後の生活状況」です。
お時間をいただき申し訳ありませんが、災害対応の基礎情報となる調査ですので、
ご協力をよろしくお願いします。

対象地区：茨木市東広町、中村町、寺田町の一部　　合計 約1,500世帯
訪問日時：本調査日：7月21日(土)、22日(日)　(10時～18時の間で伺います)
　　調査予備日：23日(月)、24日(火)、25日(水)（ご不在宅へ(9時～20時に伺います)
調査方法：茨木市が委託した調査員が各ご家庭を訪問し、15～20分程度お話を伺います

主　催　：茨木市　健康福祉部
本調査の問い合わせ先：ダイバーシティ研究所（茨木市からの調査委託事業者）
電話番号：090-9981-9540　(10時～20時)

図1−5　ポスティング用紙

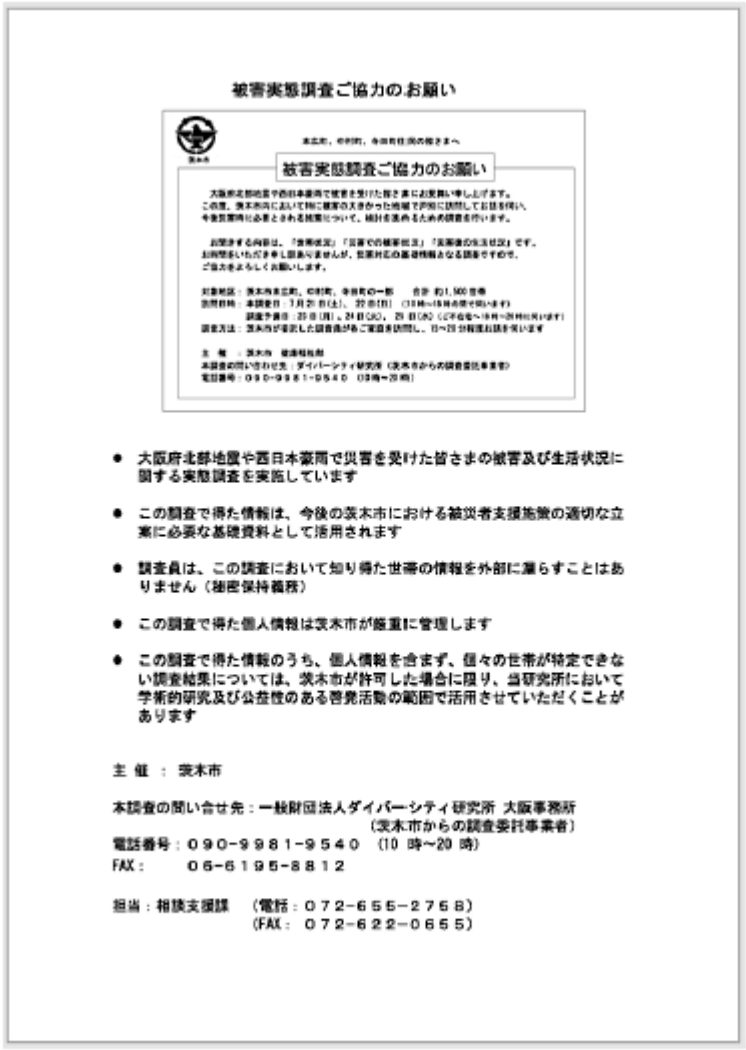

被害実態調査ご協力のお願い

茨木市

東広町、中村町、寺田町住民の皆さまへ

被害実態調査ご協力のお願い

大阪府北部地震や西日本豪雨で被害を受けた皆さまにお見舞い申し上げます。
この度、茨木市内において特に被害の大きかった地域で戸別に訪問してお話を伺い、
今後災害時に必要とされる施策について、検討を進めるための調査を行います。

お聞きする内容は、「世帯状況」「災害での被害状況」「災害後の生活状況」です。
お時間をいただき申し訳ありませんが、災害対応の基礎情報となる調査ですので、
ご協力をよろしくお願いします。

対象地区：茨木市東広町、中村町、寺田町の一部　　合計 約1,500世帯
訪問日時：本調査日：7月21日(土)、22日(日)　(10時～18時の間で伺います)
　　調査予備日：23日(月)、24日(火)、25日(水)（ご不在宅へ(9時～20時に伺います)
調査方法：茨木市が委託した調査員が各ご家庭を訪問し、15～20分程度お話を伺います

主　催　：茨木市　健康福祉部
本調査の問い合わせ先：ダイバーシティ研究所（茨木市からの調査委託事業者）
電話番号：090-9981-9540　(10時～20時)

- 大阪府北部地震や西日本豪雨で災害を受けた皆さまの被害及び生活状況に関する実態調査を実施しています
- この調査で得た情報は、今後の茨木市における被災者支援施策の適切な立案に必要な基礎資料として活用されます
- 調査員は、この調査において知り得た世帯の情報を外部に漏らすことはありません（秘密保持義務）
- この調査で得た個人情報は茨木市が厳重に管理します
- この調査で得た情報のうち、個人情報を含まず、個々の世帯が特定できない調査結果については、茨木市が許可した場合に限り、当研究所において学術的研究及び公益性のある啓発活動の範囲で活用させていただくことがあります

主　催　：　茨木市

本調査の問い合せ先：一般財団法人ダイバーシティ研究所 大阪事務所
（茨木市からの調査委託事業者）
電話番号：０９０−９９８１−９５４０　(10 時～20 時)
FAX：　０６−６１９５−８８１２

担当：相談支援課　（電話：０７２−６５５−２７５８）
（FAX：０７２−６２２−０６５５）

図1−6　調査説明用紙

資料

被災世帯実態調査（坂町）

地域	広島県坂町
災害	2018年7月　西日本豪雨
調査日	2018年9月～10月（発災後、1か月）
実施者	（主体者）坂町・坂町地域支え合いセンター　（調査者）ダイバーシティ研究所 （協力機関）中間支援4組織、職能団体7組織、連携行政機関等　2組織
調査範囲	小屋浦地区、坂地区、横浜地区の被災世帯 2,482 世帯を対象1551件回答
調査員	主に福祉専門職経験者309＋サポート調査員142　のべ451名
資金	坂町支え合いセンターから「被災者支援地域支え合いセンター構築事業」の調査部分を受託、助成金・寄付

https://diversityjapan.jp/wordpress/wp-content/uploads/2019/04/2018Sakacho_report.pdf

・調査結果から今後の被災者の生活再建に必要な施策として、日常生活の支援なども総合的に視野に入れた「災害ケースマネジメント」の導入を提唱し、世帯の状況に応じた支援を行うことが望ましいと提言
・本調査で得た情報は、地域の復興支援を担う「坂町地域支え合いセンター」運営の基礎資料として活用

特集「西日本豪雨（2018/7 月）」
https://diversityjapan.jp/heavy-rain-2018/

資料 被災世帯実態調査（坂町での調査票の例 ①）

坂 町 平成 30 年 7 月豪雨被災者アセスメント調査 調査報告書　P.124−127 より転載
https://diversityjapan.jp/wordpress/wp-content/uploads/2019/04/2018Sakacho_report.pdf
（調査毎に、被災者や自治体の状況に合わせた調査票を作成）

［資料］調査票

坂町被災者アセスメント調査票　シートNo.

記入者名：	記入日時：　日　時　分	□小屋浦　□坂　□横浜	ブロック番号
開いた場所：□自宅　□避難所（　　）□仮設（　　）□みなし仮設（　　）			
□ 聞き取り完了　□ 不在　□ 居住しているかどうか不明　□調査拒否			

「不在」「居住しているかどうか不明」の場合、外観から確認出来る範囲で、「2. 家屋の状況」を記入して下さい。

1. 世帯情報

現住所：　前住所と同じ□　前住所：

↓聞いた人の名前に○を付ける　※ 世帯主は、続柄に「主」

○	（ふりがな）名前	生年月日	年齢	性別	続柄	要援護者該当No.	要援護者程度No.	同居別居	現在の居所No.	備考（健康状態・食事・通院・他、医薬等手帳の種類等）
	（　　）	明・大・昭・平		男・女 その他	主			同居 別居		
	（　　）	明・大・昭・平		男・女 その他				同居 別居		
	（　　）	明・大・昭・平		男・女 その他				同居 別居		
	（　　）	明・大・昭・平		男・女 その他				同居 別居		
	（　　）	明・大・昭・平		男・女 その他				同居 別居		
	（　　）	明・大・昭・平		男・女 その他				同居 別居		
	（　　）	明・大・昭・平		男・女 その他				同居 別居		

家族の被災状況　□ 全員無事　□ ケガ人あり　□連絡が取れない

要援護者該当No.
① 高齢者（65歳以上であれば該当）
② 要介護者　介護認定なし
③ 要介護者　介護認定あり　災害後介護サービス量変化なし
④ 要介護者　介護認定あり　災害後介護サービス量減少した
⑤ 要介護者　介護認定あり　災害後介護サービス量増加した
⑥ 要介護者　介護認定あり　元々介護サービス利用なし
⑦ 障害者　障害者手帳なし
⑧ 障害者　障害者手帳あり　災害後サービス量変化なし
⑨ 障害者　障害者手帳あり　災害後サービス量減少した
⑩ 障害者　障害者手帳あり　災害後サービス量増加した
⑪ 障害者　障害者手帳あり　元々サービスの利用なし
⑫ 乳幼児
⑬ 妊産婦
⑭ 難病・傷病者
⑮ 外国人
⑯ アレルギー等
⑰ その他

要援護者程度No.
① 人工呼吸器
② 寝たきり
③ 透析
④ インシュリン注射
⑤ その他

現在の居所No.
① 仮設住宅
② みなし仮設
③ 自宅
④ 親戚・知人宅（身を寄せている）
⑤ その他

- 調査員から必要十分な説明を受けました。
- 調査に同意・協力します。

ご署名

連絡先電話番号
―　―

調査員記入

世帯人数	□1　□2　□3　□4　□5　□6　□7
世帯状況	□ 母子・父子家庭　□ 高齢・障害者がいる世帯
高齢者のみ世帯	□該当しない　□高齢者のみ1人 □高齢者のみ2人　□高齢者のみ3人

2. 家屋の状況

家屋の種類	種類	□ 持ち家 一戸建て　□ 持ち家 集合住宅 □ 賃貸 一戸建て　□ 賃貸 集合住宅
	構造	□木造　□鉄骨　□鉄筋コンクリート　□その他　□不明
	住宅ローン	□ 住宅ローン有　□ 住宅ローン無
築年数		築（　　）年 □ 築37年より古い（昭和56年以前の建物） □ 築36年より新しい（昭和57年以降の建物） □ 不明
浸水被害		□ 浸水被害なし □ 床上浸水　□ 床下浸水
土砂被害		□ 土砂被害なし □ 床上の土砂被害　□ 床下の土砂被害
	土砂搬去	□ 完了（　　頃に終了） □ 継続中 □ 未着手 □ 今後、搬去の予定あり □ 今後の搬去の予定が立っていない □ 搬去しない
	支援者	□ 行政による搬去 □ ボランティア □ 知人・家族等 □ 業者へ依頼 □ その他（　　）
	調査員記入	□ 床下土砂残りの可能性あり 床下土砂残りの可能性（例） ・専門性のある人に見せていない ・床上だけ掃除をした ・床を剥がし床下を確認していない ・十分に乾燥したかわからない ・専門家に見て欲しい
罹災証明		□ 取得済み（□ 全壊　□ 大規模半壊　□ 半壊　□一部損壊 ） □ 申請中 □ 今後、申請する予定あり □ 申請したかどうかわからない　□ 申請せず
	申請しない理由	□ 該当するかどうかわからないから □ 申請に行く時間や手段がない □ 罹災証明のことがわからない □ 不要だから（家屋の被害がないから） □ その他（　　）
家屋の被害箇所		□ 土台・基礎　□ 梁・柱等　□ 屋根・外壁等　□ 壁・内装・窓等 □ 設備（電気・ガス・水道等ライフライン設備） □ 設備（台所・トイレ・お風呂等の生活設備） □ その他（　　） 未復旧のライフライン　□ ガス　□ 水道　□ 電気
建て替え・補修等		□ 建て替えや補修をしたいと考えており、すでに着手している・予定がある・実施が可能である □ 建て替えや補修をしたいが課題がある
	建て替えや補修の課題	□ 費用の工面に不安がある・いくらかかるかわからない □ 住宅として使えるかどうかわからない □ その他（　　）
		□ 建て替えや補修はしない
	建て替えや補修をしない理由	□ 費用が工面できない　□ 仮設・みなし仮設に入居するから □ 公営住宅に入居するから　□ 他に住宅が見つかっているから □ 親族等と同居するから　□ 不要だから、破損が少ないから □ その他（　　）

資料

被災世帯実態調査（坂町での調査票の例 ②）

JVOAD

3. 避難勧告・避難指示発令後の避難について

避難の有無	□ 避難した	
	最初の避難先	□ 町民センター □ 坂小学校 □ 横浜小学校 □ 坂中学校 □ サンスターホール □ 坂みみょう保育園 □ 上條集会所 □ 中村公民館 □ 横浜三部集会所 □ 町立図書館 □ その他（ ）
	いつ	□ 直後 □ 一日後 □ 二日後 □ 三日後 □ 三日以上
	□ 避難しなかった	
	避難しなかった理由	□ 移動が危険だと思ったから □ 避難の手助けがなかったから □ どこに避難すればよいかわからなかったから □ 避難のタイミングがわからなかったから □ その他（ ）
救助者	□ 自力で避難した □ 行政による救助 □ 近隣住民による救助 □ その他（ ）	
避難時に困ったこと	自由記入	

4. 生活状況について ※世帯の中の誰の不調等なのかメモを入れる

発災後の健康状態	からだ（口腔含む）	□ 変わりない □ 不調だったが回復している □ 不調が続いている 不調の内容・誰（ ）
	こころ	□ 変わりない □ 不調だったが回復している □ 不調が続いている 不調の内容・誰（ ）
移動困難度	□ 困難なし □ 困難あり	
	困難理由	□ 外出に手助けが必要 □ 移動手段がない □ 費用がかかる □ その他（ ）
現在の移動手段	□ 徒歩 □ 自転車 □ 原付・自動二輪 □ 自家用車 □ 公共交通機関 □ タクシー □ 移動支援（介護サービス等） □ 知人・親族等による送迎 □ その他	
買い物	□ 困難なし □ 困難あり	
	困難理由	□ 商店等が遠くて買い物に行けない □ 買い物ができる機会が少ない（移動販売者の頻度、場所等） □ 商品が少ない・足りない □ その他（ ）
食事	□ 困難なし □ 困難あり	
	困難理由	□ 一日3食を取れていない □ 支給される食事のみが続いている（弁当・パン） □ 調理環境がない・自炊したくても出来ない □ 食欲がない・食べられない（体調面から） 誰： □ 食欲がわかない（心理面） 誰： □ 要配慮食が手に入らない（糖尿病食・減塩食等）
通院治療	□ 困難なし □ 困難あり（□ 通院・治療の回数減 □ 通院・治療の中断 □ その他 ） 誰：	
服薬	□ 困難なし □ 困難あり（□ 常用薬の入手困難 □ 服薬の中断 □ その他） 誰：	
教育保育	対象者（幼保・学齢期） □ あり □ なし 発災以降、困っていること（記入）	
通勤	□ 困難なし □ 困難あり（□ 通勤出来ていない □ 通勤時間が長くなっている □ その他 ）	

生活費	□ 就労している □ 求職している □ 年金生活 □ 生活保護等の行政支援 □ 仕送り等 □ 預貯金 □ その他（ ）	
義援金	□ 申請した・受け取った □申請していない □ わからない	
	申請しない理由	□ 対象外だから □対象かどうかわからないから □ 義援金についてわからない □その他（ ）
その他支援金等	□ 申請・支給済み （ □生活再建支援金 □災害弔慰金 □災害見舞金 ）	
	申請しない理由	□ 対象外だから □対象かどうかわからないから □ 支援金についてわからない □その他（ ）

5. 今後の見通しなど

当面の居所	□ 当面は現在の場所・引っ越しの予定なし（□ 現在、仮設、みなし仮設の場合はチェックする） □ 引っ越しの予定あり（□仮設 □みなし仮設 □自宅 □親族・知人宅 □その他 ） □ 引っ越しの目処が立っていない	
	目処が立たない理由	□ 費用の工面が難しい □ 物件が見つからない □ その他（ ）
今後の居住地希望	□ 災害前と同じ地区 □ 同じ町内で別の地区 □ 町外に出たい（出る予定） □ 考えられない □ その他（ ）	

6. 支援や情報について

情報入手	□ 十分に情報は入手できていると感じる □ 一定程度の情報は入手出来ていると感じる □ 情報が入手出来ていないと感じる	
入手経路	□ 行政のHP やメールサービス □ その他サイト（ニュース、SNS 等） □ 避難所等の掲示板 □ 電話で問い合わせ □ テレビ □ ラジオ □ 新聞 □ 行政の配布物 □ 口コミ・知人から □ 地区役員等からの連絡 □ 行政職員等からの連絡 □ 学校・幼稚園・保育園等からの連絡 □ 介護・障害サービス事業者からの連絡 □ その他（ ）	
受援の種類	□ 泥かき・片付け （□ボランティア □行政 □業者 □近所 □親族・知人 □その他 ） □ 荷物運び （□ボランティア □行政 □業者 □近所 □親族・知人 □その他 ） □ 各種相談 （□ボランティア □行政 □業者 □近所 □親族・知人 □その他 ） □ マッサージ等 （□ボランティア □行政 □業者 □近所 □親族・知人 □その他 ） □ その他	
相談相手	□ 相談相手はいない（相談相手が欲しい） □ 相談相手は必要ない □ 相談相手がいる	
	誰	□ 介護支援員等 □ 親族・知人 □ 近所の人 □ 行政職員 □ その他（ ）
不安・心配事	□ 生活用品が不足している □ 移動手段がない □ 医療や介護が不足している □ 親族やご近所と離れてしまう □ 仕事がない □ 再建費用や生活費が足りない □ 解体撤去の見通しが立たない □ 土地や家屋の権利などがわからない □ その他（ ）	

7. 調査員所感

□ 見守りの必要性が非常に高いと感じる場合はチェック

資料 家電・生活物資支援 –熊本地震事例-

	活動の流れ	具体事例
PJ概要	1. 行政への働きかけ 2. 行政との連動 3. 資金調達 4. 支援対象 5. 生活相談員向け研修	1. 県社協の地域支え合いセンター支援事務所へ掛け合い連携体制をつくった。 2. 各地域の地域支え合いセンターが、仮設住宅・みなし仮設住宅・在宅等の被災者を巡回訪問し、困りごとや相談への対応をする「生活支援相談員」を配置しているため、その生活支援相談員の方々を通じて募集を行った。 そのため生活支援相談員は、その世帯に支援を行うかどうかの判断基準を委ねられ、訪問時にヒアリングしながら支援世帯を決定していった。 3. 熊本の場合は、カリタスジャパンの寄付金が資金源となり支援を行った。 中央共募・日本財団などの助成金、クラウドファンディング、スポンサーをつける、等、団体によって資金源は異なる。 4. 明確には定めていない。支援対象を明確にしてしまうと（例えば全壊世帯、仮設入居者、などに限定する）、本当に必要としている人に支援が行渡らない場合が出てくるため。 5. 支援対象者は生活支援相談員の判断にゆだねるため、バラつきが出ないよう社協が行う生活支援相談員向けの研修会にKVOADが出向き、制度の説明を行った。 最初は制度の認知が足りなかったために相談員からの質問が多かったが、２～３か月で軌道に乗り、支援対象者の見極めなど相談員によるバラつきはなくなった。
支援	1. 支援物資のニーズ 2. 柔軟な対応	1. 物資として用意したのは、TV（19インチ）・冷蔵庫・炊飯器・オーブンレンジ・洗濯機・掃除機・寝具セット（布団）・カジュアルこたつ・扇風機・除湿器・加湿空気清浄機・電気ストーブ・石油ファンヒーター・ホットカーペットの14品。 季節的な理由での偏りはあるが、ニーズとしてはずっと変化がなく、基本はこの14品。 2. 要望により柔軟に対応している。 生活するために必要なもの、と判断した場合にはそれに対応できるように都度検討するようにしている。 例えば、公営住宅に風呂窯がなく自費で設置できないため銭湯等に行かなければならず、１週間に１度しか入浴できない方がいたため、追加物資として風呂窯を支援したケースもある。
行政との連携において	1. 行政側のメリット 2. 民間側のメリット	1. 生活相談員の方を通すことにより、行政側も生活状況をより把握できる（この支援が話題となり会話が生まれる）。 コミュニケーションのきっかけとしても活用でき、今後の支援のための情報収集にもなる。 2. 民間団体から直接家電支援しようとしたら、生活相談員に代わる人員が確保できず制度の運営が難しい。 社協の活動をうまく利用することで支援対象者への判断～申し込み受付のスムーズな流れができた。
今後に向けて	1. 行政との関係構築 2. 開始時期 3. 今後の支援	1. 民間支援だが人数が限られていると、被災世帯の状況をすべて把握することは人員不足のため不可能。 そのため、生活支援相談員の仕組みを利用するなど、行政と協力関係を築くことが重要。 ただ行政側からすると本来の業務ではないため、熊本のように連携することは簡単ではない。 2. 熊本では被災から約３か月後に支援が始まったが、仮設に入るタイミング（２か月目くらい）からできるのがベストだった。 3. 現在～今後の取組みとして、仮設住宅から終の棲家（通常の賃貸や公営住宅など）に移る方にも支援を行っている。 移る際に蛍光灯なども何もなく、仮住まい中は部屋が小さく家具が置けない・小さいものしかないため、「生活再建応援PJ」という名前に変え、広い部屋に移るのにあわせて生活に必要な家電・家具などを支援。

資料

家電・生活物資支援 -支援のタイプ-

JVOAD

●避難所で支給される主な物資

災害の規模にもよるものの、国や自治体による支援が機能し始めるのは、発災からおおむね4日目以降。
それまでは、各自治体による備蓄に頼ることになる。例えば、乾パンやインスタント麺、米、缶詰、飲料水など。
ただし、インスタント麺や米はライフラインが遮断されていた場合、当然食べることはできない。
特に、アレルギーや持病がある場合、個々のニーズに対応した支援が受けられるとは限らない。

プッシュ型支援	プル型支援
発災直後、国が被災自治体からの具体的な要請を待たずに、避難所や避難者への支援を中心に**必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組み**のこと。 把握に時間を要し、また民間供給能力が低下するなどから、被災自治体のみで必要な物資量を迅速に調達することは困難。 東日本大震災の教訓を糧に、 2016年に発生した熊本地震の際に初めて実施。 2018年9月6日に発生した北海道胆振東部地震 →9月8日から13日の間に合計26万点以上の飲食料品を提供。	**被災地にヒアリング**した上で、**要請があった支援物資を被災地に送ること**。 平成30年7月豪雨の際には、大規模自然災害発生時に物資やサービスなどの支援をワンストップで提供する、日本発の民間主導による緊急災害対応アライアンス「SEMA（シーマ）」が初めて稼働。これは国内の民間企業45社とNPO6団体が連携し、平時から加盟企業や団体が持つ物資・サービスなどをリストとして集約。各社が提供できる物資を、迅速に被災地に届けられるように動く。

※物資の内容は自治体によって違う。

参考：農林水産省　避難所と支援物資より　https://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1909/spe1_04.html

資料

家電・生活物資支援 -熊本地震の支援物資事例-

JVOAD

プッシュ型支援を含む国からの支援物資一覧（主要品目）

食料　約278万食		肌着・下着・ソックス	約20万枚
（内訳）		マスク	約220万枚
パン・おにぎり・パックご飯	約１２５万食	ハンドソープ	約13万個
カップ麺	約60万食	手指消毒液	約3万本
レトルト食品	約33万食	ウェットティッシュ	約18万個
ベビーフード	約1万食	ボディーシート	約6万個
介護食品	約1万食	化粧水シート	約2万個
缶詰	約36万食	ガスコンロ	約0．2万台
栄養補助食品	約13万食	ガスボンベ	約0．4万本
ビスケット	約9万食	ビニールシート（ブルーシート）	約4万枚
その他食料		土嚢袋	約17万枚
米	約125トン	簡易トイレ（便袋等を含む）	約20万個
水	約24万本	仮設トイレ	約0．1万基
清涼飲料水 （うち野菜ジュース	約21万本 約3万本）	トイレ用アタッチメント（和→洋）	約0．1万個
粉ミルク （アレルギー対応含む）	約2トン	トイレットペーパー	約7万ロール
等			

参考：農林水産省　避難所と支援物資より　https://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1909/spe1_04.html

★研修の再組み立て時に適切なものに変更してください

研修の位置づけと狙い

1). 被災地にて、各行政や他NPOとの連携しながら、民間でカバーすべき箇所を判断し、必要な活動をコーディネートできるようになる

2). 過去の災害の、実際の「住宅再建プロセス」の事例をもとに、行政と連携するための情報を共有する